別表１（第２条関係）　　日常生活用具給付等種目一覧

種目		対象者		基準額（円）	耐用年数	備考
		障害者・児	難病患者			
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の者であって、１８歳以上の者	寝たきりの状態にある者	154,000	8	
	特殊マット	１　下肢又は体幹機能障害１級の者（常時介護を要する者に限る）であって、原則として１８歳以上の者 ２　下肢又は体幹機能障害２級以上の児童であって、原則として３歳以上の者 ３　知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者であって、原則として３歳以上の者	寝たきりの状態にある者	（特殊マット） 23,500 （褥瘡防止マット） 98,400	5	（特殊マット） 失禁等による汚染又は損耗を防止するためのマットにビニール等の加工をしたもの （褥瘡防止マット） 褥瘡を防止するためのもので次に該当のもの １エアーマットと送風装置からなるもの ２特殊な素材と形状により耐圧分散効果を有するもの
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級の者（常時介護要する者に限る）であって、原則として学齢児以上の者	自力で排尿できない者	67,000	5	
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の者（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）であって、原則として３歳以上の者	左記の状態と同程度の者	82,400	5	
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）であって、原則として３歳以上の者	寝たきりの状態にある者	15,000	5	
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の者であって、原則として３歳以上の者	下肢又は体幹機能に障害のある者	固定式 1,000,000 床走行式 690,000	4	固定式は設置に係る費用を含む
	訓練いす（児童のみ）	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童であって、原則として３歳以上の者	左記の状態と同程度の者	33,100	5	
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の者であって、原則として学齢以上の者	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,200	8	
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する下肢又は体幹機能障害の者であって、原則として３歳以上の者	入浴に介助を要する者	90,000	8	
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の者であって、原則として学齢児以上の者	常時介助を要する者	4,450	8	
	T字状・棒状つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害２級以上の者であって、原則として３歳以上の者	左記の状態と同程度の者	木製 2,200 軽金属性 3,000	3	
	移動・移乗支援用具		下肢が不自由な者	60,000	8	
	頭部保護帽（注１）	知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	左記の状態と同程度の者	A　15,200 B　36,750	3	レディメイドによる製品については、基準単価の８０％の範囲内の額とする

種目		対象者		基準額（円）	耐用年数	備考
		障害者・児	難病患者			
自立生活支援用具（続き）	特殊便器	１　上肢障害２級以上の者であって、原則として学齢児以上の者 ２　知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者であって、原則として学齢児以上の者	上肢機能に障害のある者	151,200	8	
	火災警報機	１　身体障害等級２級以上の者であって、火災の発生の感知及び避難が困難な者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ２　知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者	左記の状態と同程度の者	15,500	8	
	自動消火器		火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700	8	
	電磁調理器	１　視覚障害２級の以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ２　知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であって１８歳以上の者	左記の状態と同程度の者	41,000	6	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級の以上の者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	7,000	10	
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級の以上の者（聴覚障害者のみ世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	左記の状態と同程度の者	87,400	10	
	保護ブーツ	下肢又は体幹機能障害２級以上の者であり、下肢装具を装着し若しくは車いすを常用している者であって、原則として３歳以上の者	左記の状態と同程度の者	15,000	3	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上の者であり、自己連続携行式腹膜灌流法（ＣＡＰＤ）による透析療法を行う者であって、原則として３歳以上の者	左記の状態と同程度の者	51,500	5	
	ネブライザー	呼吸器機能障害３級以上の者又は同程度の身体障害者であり、医師の意見書により必要と認められる者、原則として学齢児以上の者	呼吸器機能に障害のある者	36,000	5	
	電気式たん吸引器			56,400	5	
	吸引器・ネブライザー両用器			69,000	5	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	左記の状態と同程度の者	17,000	10	
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の者であって、原則として学齢児以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	左記の状態と同程度の者	9,000	5	

種目		対象者		基準額（円）	耐用年数	備考
		障害者・児	難病患者			
在宅療養等支援用具（続き）	視覚障害者用体重計	視覚障害２級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	左記の状態と同程度の者	18,000	5	
	動脈血中酸素飽和度測定器（ﾊﾟﾙｽｵｷｼﾒｰﾀｰ）	呼吸器機能障害者若しくは心臓機能障害者又は同程度の身体障害児・者であって、医療保険における在宅酸素療法を行う者若しくは人工呼吸器を装着する者	左記の状態と同程度の者	157,500	5	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能障害若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であり、発声・発語に著しい障害を有する者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	98,800	5	
	情報・通信支援用具（注２）	上肢機能障害２級以上の者、言語・上肢複合障害２級以上の者（文字を書くことが困難な者に限る）及び視覚障害２級の以上の者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	118,500	6	
	点字ディスプレイ	視覚障害２級以上の者かつ聴覚障害２級以上の者であり、必要と認められる者であって、原則として１８歳以上の者	左記の状態と同程度の者	383,500	6	
	点字器（注３）	視覚障害２級以上の者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	標準型Ａ 10,400 標準型Ｂ 6,600 携帯型Ａ 7,200 携帯型Ｂ 1,650	7 7 5 5	価格は点筆を含むものとする
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の者（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る）	左記の状態と同程度の者	63,100	5	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	89,800	6	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置			115,000	6	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児・者であり、本装置により文字等を読むことが可能になる者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	210,000	8	
	視覚障害者用時計	視覚障害２級以上の者（音声時計は触読式時計の使用が困難な者）であって、原則として１８歳以上の者	左記の状態と同程度の者	触読時計 10,300 音声時計 13,300	10	
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置の使用によりテレビの視聴が可能になる児・者	左記の状態と同程度の者	88,900	6	

種目		対象者		基準額（円）	耐用年数	備考
		障害者・児	難病患者			
情報・意思疎通支援用具（続き）	聴覚障害者通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	71,000	5	
	人工喉頭	喉頭摘出者		笛式　5,000 電動式　70,100	4 5	
	障害者用電話（貸与）	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として２級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者	左記の状態と同程度の者	83,300		
	視覚障害者用ワードプロセッサー（共同利用）	１　視覚障害２級以上の者であって、原則として１８歳以上の者 ２　視覚障害児であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	1,030,000		
	点字図書	視覚障害２級以上の者であり、主に情報の入手を点字によっている視覚障害児・者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	町長の認めた額		給付対象者１人につき年間６タイトル又は２４巻を限度とする
	人工鼻接続補助用具	音声機能障害又は言語障害機能障害を有し、無咽頭、発声筋麻痺等により声を発することが困難な者		5,000 円		保険適用外の用具に限る
排泄管理支援用具	ストマ装具	ストマ増設者であって、原則として３歳以上の者		畜便袋　8,600 畜尿袋　11,300		
	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品）	高度の排便若しくは排尿機能障害者又は脳原性運動機能障害若しくは重度の知的障害により排便若しくは排尿の意思表示が困難な者であって、原則として３歳以上の者（注４）	左記の状態と同程度の者	紙おむつ 12,000		
	収尿器	高度の排尿機能障害者	左記の状態と同程度の者	男性用 普通型 7,700 簡易型 5,700 女性用 普通型 8,500 簡易型 5,900		
	排泄予測支援機器	排尿機能障害者又は脳原性運動機能障害若しくは重度の知的障害により、排尿の意思表示が困難な者であって、原則として６５歳未満の者	左記の状態と同程度の者	99,000	5	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	以下の障害を有し、原則として学齢児以上の者 １　下肢又は体幹機能障害２級以上の者 ２　乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）３級以上の者（特殊便器への取り替えをする場合は、上肢障害２級以上の者）	下肢又は体幹機能に障害のある者	200,000		

（注１）　Ａタイプ：スポンジ、革を主材料に制作　　Ｂタイプ：スポンジ、革、プラスチックを主材料に制作
（注２）　障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトをいう
（注３）　標準型Ａ：３２マス１８行、両面書真鍮板製　標準型Ｂ：３２マス１８行、両面書プラスチック製
　　携帯型Ａ：３２マス４行、片面書アルミニューム製　携帯型Ｂ：３２マス１２行、片面書プラスチック製
（注４）　紙オムツの支給対象者は、3歳以上であって、次のいずれかに該当する者とする。
　(1)　治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん若しくはストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者、先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害若しくは高度の排便機能障害のある者又は先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙オムツ等の用具を必要とする者。
　(2)　脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で、医師により必要と認められる者（医師の意見書必要)。
　(3)　知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であって、排尿又は排便の意思表示が困難である者。
（注5）